

公益財団法人鹿児島市中小企業勤労者福祉サービスセンター個人情報保護規程

改正 平成25年4月1日（公益財団法人移行登記日）

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人鹿児島市中小企業勤労者福祉サービスセンター（以下「サービスセンター」という。）が保有する個人情報についてサービスセンター個人情報保護方針に基づき、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 個人情報の取得等 個人情報の取得、保管及び利用をいう。
- (3) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(サービスセンターの責務)

第3条 サービスセンターは、この規程の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

第2章 個人情報の適正な取扱いの確保

(取得等の範囲)

第4条 サービスセンターは、個人情報の取得等をするときは、その所掌する事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲で行わなければならない。

2 サービスセンターは、次に掲げる個人情報の取得等をしてはならない。ただし、サービスセンターの事務又は事業の目的を達成するためこれらの個人情報を取得することが特に必要であると認められるときは、この限りでない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する個人情報
- (2) 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報

(取得方法の制限)

第5条 サービスセンターは、個人情報を取得するときは、利用目的をできる限り特定し、本人から直接取得しなければならない。

2 サービスセンターは、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

3 第1項の規定にかかわらず、サービスセンターは、次の各号のいずれかに該当するときは、本人以外の者から個人情報を取得することができる。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令に基づくとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、公益上必要があると認められるとき。

(利用目的の通知等)

第6条 サービスセンターは、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

(利用目的の制限)

第7条 サービスセンターは、個人情報を利用目的を超えて利用（以下「目的外利用」という。）し、又は第三者に提供（以下「第三者提供」という。）してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令の規定に基づくとき。

(3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(5) サービスセンターの目的達成に必要な範囲内において個人情報の取扱事務を委託する場合

(6) 個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

(個人情報の正確性の確保)

第8条 サービスセンターは、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

(個人情報の適正管理)

第9条 サービスセンターは、個人情報の適正な維持管理を行うため、個人情報管理者を定めるとともに、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、損傷等を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 サービスセンターは、保有する必要がなくなった個人情報は、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(従業者の監督)

第10条 サービスセンターは、その従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

(委託の措置)

第11条 サービスセンターは、個人情報の取扱事務をサービスセンター以外の者に委託するときは、個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。

2 前項の委託を受けた者は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、損傷等を防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、その受託事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

第3章 自己情報の開示請求等

(公表)

第12条 サービスセンターは、個人情報を利用する事務に関し、次に掲げる事項を記載した目録を作成し、本人から閲覧の申出又は内容の照会があったときは、遅滞なくこれに応じるものとする。

- (1) 個人情報の利用目的（第6条に該当する場合を除く。）
- (2) 次項（利用目的通知の請求）、次条第1項（開示の請求）、第14条（訂正等の請求）又は第15条（利用停止の請求）の規定による請求に応じる手続き（第21条の費用の額等を含む。）

2 サービスセンターは、本人から、当該本人の個人情報の利用目的の通知の請求がなされたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 前項の規定により当該本人の個人情報の利用目的が明らかな場合
- (2) 第6条に該当する場合

(開示の請求)

第13条 サービスセンターは、本人から自己に係る個人情報の開示を求められたときは、本人に対し、当該保有個人情報を開示するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 法令の規定に違反することとなる場合
- (2) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (3) 開示することによりサービスセンターの適正な運営を著しく妨げるおそれがあると認められる場合

(訂正等の請求)

第14条 サービスセンターの保有個人情報の内容に事実の誤りがあるときは、当該本人はサービスセンターに対して自己に関する個人情報の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を請求することができる。

(利用停止の請求)

第15条 サービスセンターが第7条ただし書きの規定によらないで個人情報を目的外利用し、又は第三者提供しているときは、当該本人は、サービスセンターに対し自己に関する個人情報の目的外利用又は第三者提供の停止（以下「利用停止」という。）を請求することができる。

(請求方法)

第16条 第13条の開示、第14条の訂正等又は前条に規定する利用停止を請求しようとする者は、本人であることを明らかにする次に掲げる事項を記載した書面をサービスセンターに提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 請求に係る個人情報の内容
- (3) 前2号に掲げるもののほか、サービスセンターが定める事項

(開示請求に対する決定等)

第17条 サービスセンターは、第13条に規定する開示の請求があつたときは、当該書面を受け付けた日から起算して15日以内に当該請求に対する可否の決定をしなければならない。

2 サービスセンターは、前項の決定を行ったときは、開示の請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し当該決定の内容を速やかに書面により通知しなければならない。

3 前項の場合において、サービスセンターは、請求に係る個人情報の全部又は一部の開示をしない旨の決定を行ったときは、当該決定の理由を併せて通知しなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、サービスセンターは、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を60日以内に限り延長することができる。この場合において、サービスセンターは、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第18条 サービスセンターは、前条第1項の規定により、開示する旨の決定を行ったときは、開示請求者に対して、速やかに開示しなければならない。

2 前項の開示は、書面（当該個人情報が電磁的記録に記録されている場合は、文書に出力したものと含む。以下同じ。）の交付により行う。ただし、開示請求者の同意があるとき、又は止むを得ない事情により書面による交付が困難なときは、その他の方法により行うことができる。

3 サービスセンターは、前項に定める方法により開示する場合において、当該書面等が汚損し、又は破損するおそれがあるときその他相当の理由があるときは、当該書面等の写しにより開示することができる。

（訂正等の請求に対する決定等）

第19条 サービスセンターは、第14条の訂正等又は第15条の利用停止の請求があつたときは、当該書面を受け付けた日から起算して30日以内に訂正等又は利用停止を行うかどうかの決定をしなければならない。

2 サービスセンターは、前項の決定を行ったときは、訂正等又は利用停止の請求をした者（以下「訂正等請求者」という。）に対し当該決定の内容を速やかに書面により通知しなければならない。

3 前項の場合において、サービスセンターは、請求に係る個人情報の全部又は一部の訂正等又は利用停止をしない旨の決定を行ったときは、当該決定の理由を併せて通知しなければならない。

4 第1項に規定にかかわらず、サービスセンターは、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を60日以内に限り延長することができる。この場合において、サービスセンターは、訂正等請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（訂正等の実施）

第20条 サービスセンターは、前条第1項の規定により、訂正等又は利用停止する旨の決定（一部の訂正等又は利用停止を含む。）を行ったときは、遅滞なく、訂正等又は利用停止を行わなければならぬ。

（費用の負担）

第21条 この規程の規定に基づき、自己に関する個人情報が記録されているものの写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。

（不服申立て）

第22条 サービスセンターは、第17条第1項及び第19条第1項の決定について、不服申立てがあつた場合は、当該申立てが明らかに不適法であるときを除き、遅滞なく、当該申立てに対する裁決又は決定をしなければならない。

第4章 雜 則

(他の制度との調整)

第23条 法令の規定により個人情報の記録の閲覧、縦覧、写しの交付、訂正又は削除に関する手続きが定められている場合は、この規程は、適用しない。

(運用状況の公表)

第24条 サービスセンターは、毎年1回、この規程の運用状況について公表するものとする。

(苦情の処理)

第25条 サービスセンターは、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理を行うため、受付窓口を定めるものとする。

(委任)

第26条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、平成17年5月9日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行前にサービスセンターが行った個人情報の取得等は、この規程により行われたものとみなす。

付 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。